

○桐生市学校規模等適正化中学校区検討委員会及び地域協議会設置要綱

(令和5年10月23日施行)

改正 令和6年4月1日 令和7年1月1日

令和7年4月24日

(設置)

第1条 桐生市立小中学校適正規模・適正配置基本方針(令和5年3月24日策定。以下「基本方針」という。)に基づき、将来を見据えた学校規模及び学校配置の適正化(以下「学校規模等適正化」という。)を推進し、児童生徒にとって、より良い教育環境と質の高い学校教育を実現するため、学校規模等適正化中学校区検討委員会(以下「検討委員会」という。)及び地域協議会を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会及び地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 該当地域における学校規模等適正化の検討に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(検討委員会の組織)

第3条 各中学校区は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表に掲げる検討委員会を当該中学校区に置くものとする。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該中学校区内の小学校又は中学校が、基本方針に定める学校規模の適正化に関する検討を開始する基準(以下「検討開始基準」という。)に該当するとき。
- (2) 前号により設置された検討委員会の小学校又は中学校(検討開始基準に該当する学校に限る。)の学校区に隣接するとき。

2 検討委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから桐生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 当該地区保護者の代表者
- (2) 当該地区住民自治組織の代表者
- (3) 当該地区学校評議員の代表者
- (4) 当該地区青少年関係団体の代表者
- (5) 学校長

(地域協議会の編成)

第4条 検討委員会は、中学校区間で、学校規模等適正化の検討を推進するため、当該検討委員会の決定により、地域協議会を編成するものとする。

2 地域協議会は、原則二つ以上の検討委員会で構成するものとする。

3 前条第1項第1号の規定により設置された検討委員会は、当該検討委員会の決定により、当該検討委員会の小学校又は中学校(検討開始基準に該当する学校に限る。)の学校区に隣接する検討委員会からいずれか一つの検討委員会を選び、地域協議会の編成について要請を行うものとする。ただし、当該検討委員会は、教育長が地域協議会の編成を円滑に実施するため必要があると認める場合は、当該検討委員会の決定により、二つ以上の検討

委員会(隣接しないものを含む。第5項において同じ。))を選び、地域協議会の編成について要請を行うことができる。

- 4 前項の要請を受けた検討委員会は、要請を行った検討委員会を優先し、地域協議会を編成するものとする。
- 5 前条第1項第2号の規定により設置された検討委員会は、同項第1号の規定により設置された検討委員会から地域協議会編成の要請がない場合において、学校規模等適正化の検討を行う必要があると認めたときは、当該検討委員会の決定により、隣接する検討委員会からいずれか一つの検討委員会を選び、地域協議会の編成について要請することができる。ただし、当該検討委員会は、教育長が地域協議会の編成を円滑に実施するため必要があると認める場合は、当該検討委員会の決定により、二つ以上の検討委員会を選び、地域協議会の編成について要請を行うことができる。
- 6 前2項において、要請予定である検討委員会を含めた地域協議会が既に編成されているときは、当該地域協議会に参加申入れを行うものとする。
- 7 地域協議会において学校規模等適正化の検討を行った後、地域協議会の組替えが必要となったときは、関係する地域協議会間の協議及び決定に基づき、中学校区の単位を基本として、地域協議会を組み替えることができる。
- 8 検討委員会又は地域協議会は、第3項及び第5項による要請、第4項による編成、第6項による申入れ並びに前項による組替えを行ったときは、その旨教育委員会に報告するものとする。

(地域協議会の組織)

第5条 地域協議会は、各検討委員会を代表する者をもって構成し、第7条に規定する委員長及び副委員長並びに教育長が指名する委員を充てる。

(任期)

第6条 検討委員会の委員の任期は、委嘱の日から第17条第2項の規定による報告が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 検討委員会の委員(第3条第2項第5号の委員を除く。))は、当該中学校区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(検討委員会の委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の会議)

第8条 検討委員会の会議(以下「会議」という。))は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。
- 3 会議は、委員(前項の代理人を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第10条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付をしなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨げ、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
 - (4) その他委員長が傍聴を不適当と認める者
- 4 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 携帯電話等電子機器による通話(着信音を発することを含む。)をしないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 写真を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た者はこの限りでない。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 5 傍聴人は、委員長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(意見の聴取)

第11条 検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(書面による調査審議)

第12条 第8条の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を実施することができる。

- 2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(議事録の作成及び公表)

第13条 委員長は、会議の終了後、速やかにその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他委員長又は会議において必要と認めた事項

(地域協議会についての準用規定)

第14条 第7条から前条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第7条中「検討委員会」とあるのは「地域協議会」と、「委員長」とあるのは「会長」と、「副委員長」とあるのは「副会長」と、第8条中「検討委員会」とあるのは「地域協議会」と、「委員長」とあるのは「会長」と、第11条中「検討委員会」とあるのは「地域協議会」と、第10条、第12条及び第13条中「委員長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(議決の特例等)

第15条 検討委員会は、当該検討委員会の決定により、地域協議会の編成を要請しないこととしたときは、検討委員会の会議の議決をもって地域協議会の議決に代えることができる。

2 次条第3項及び第17条の規定は、地域協議会の編成を要請しないこととした検討委員会について準用する。この場合において、次条第3項並びに第17条第1項から第3項まで及び第5項中「地域協議会」とあるのは、「検討委員会」と、同条第4項中「地域協議会」とあるのは「検討委員会」と、「改めて各検討委員会において検討」とあるのは「改めて検討」と読み替えるものとする。

(学校適正配置の方向性に係る検討)

第16条 検討委員会及び地域協議会は、基本方針の趣旨等に照らし、総合的かつ責任ある検討を行うとともに、当該中学校区及び当該地域における学校規模等適正化に係る手法、学校配置その他の学校適正配置に必要な事項を定める学校適正配置の方向性(以下「学校適正配置の方向性」という。)を協議及び決定するものとする。ただし、前条第1項の規定により、検討委員会の会議の議決をもって地域協議会の議決に代えたときに限り、桐生市学校規模等適正化統合推進委員会設置要綱(令和7年4月24日施行)に基づき設置された学校規模等適正化統合推進委員会(以下「統合推進委員会」という。)において、引き続き学校適正配置の方向性の協議及び決定を行うことができる。

2 検討委員会は、学校適正配置の方向性を決定したときは、その結果を地域協議会に報告するものとする。

3 地域協議会は、前項の規定による報告を受けたときは、必要な協議を行い、学校適正配置の方向性について最終的な決定を行うものとする。

(教育委員会との協議)

第 17 条 地域協議会は、前条第 3 項の規定による決定を行ったときは、教育委員会に学校適正配置の方向性を報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告があった場合において、その学校適正配置の方向性について、当該施設状況や効率性等を勘案しつつ、内容を精査し、妥当であると認めるときは、地域協議会に了承した旨報告するものとする。ただし、学校適正配置の方向性の内容が明らかに妥当でない認められる場合に限り、内容を了承せず、地域協議会に改めて検討を行うことを求めることができる。

3 教育委員会は、前項ただし書の規定による検討を求めるときは、理由を示して、その旨を地域協議会に通知しなければならない。

4 地域協議会は、前項の規定による通知があったときは、当該中学校区における学校適正配置に係る方向性について、改めて各検討委員会において検討を行うものとする。

5 教育委員会は、第 2 項の規定による報告を行ったときは、地域協議会が決定した学校適正配置の方向性を基に、実施計画を作成するものとする。

6 前条第 3 項及び本条の規定は、統合推進委員会について準用する。この場合において、前条第 3 項並びに本条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項中「地域協議会」とあるのは「統合推進委員会」と、同条第 4 項中「地域協議会」とあるのは「統合推進委員会」と、「改めて各検討委員会において検討」とあるのは「改めて検討」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 18 条 検討委員会及び地域協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育環境課において処理する。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会又は地域協議会の運営に関し必要な事項は、委員長又は会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。

(準備行為)

2 委員の委嘱その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第 8 条又は第 14 条の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 1 月 1 日)

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 24 日)

この要綱は、令和7年4月24日から施行する。

別表(第3条関係)

検討委員会の名称	検討委員会設置地区における小学校区
中央中学校区検討委員会	西小学校区、南小学校区
清流中学校区検討委員会	東小学校区、北小学校区、菱小学校区
境野中学校区検討委員会	境野小学校区
広沢中学校区検討委員会	広沢小学校区
梅田中学校区検討委員会	梅田南小学校区
相生中学校区検討委員会	相生小学校区、天沼小学校区
川内中学校区検討委員会	川内小学校区
桜木中学校区検討委員会	桜木小学校区、神明小学校区
新里中学校区検討委員会	新里中央小学校区、新里東小学校区、新里北小学校区